

株式会社西日本シティ銀行との契約内容について

楽天銀行株式会社（以下、「当行」）は、2018年6月1日に施行された「銀行法等の一部を改正する法律」に基づき、株式会社西日本シティ銀行（以下、「西日本シティ銀行」）との契約内容の一部について公表いたします。

1. 利用者に損害が生じた場合における当該損害についての西日本シティ銀行と当行との賠償責任の分担に関する事項

当行は、西日本シティ銀行が当行に提示した仕様による API を用いて当行が利用者に対し提供するサービス（以下、「本サービス」）に関して利用者に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、本サービスの利用規約に基づき賠償又は補償が不要となる場合を除き、本サービスの利用規約に従い、利用者に生じた損害を賠償又は補償します。なお、かかる損害が預金等の不正払戻しに起因するものである場合、当行は、一般社団法人全国銀行協会が公表しているインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する申し合わせにおける補償の考え方に基づき、利用者に補償を行います。

2. 当行が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置ならびに当行が当該措置を行わない場合に西日本シティ銀行が行うことができる措置に関する事項

（1）当行は、利用者情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつ本サービスの利用規約に従って取り扱います。

（2）当行は、西日本シティ銀行が定める基準にしたがったセキュリティを維持するものとします。西日本シティ銀行は、当行のセキュリティが西日本シティ銀行の定める基準を満たさないと判断する場合、当行に改善を求めることができ、合理的な期間内に改善が十分になされていないと判断するときは、API 連携を停止することができます。

（3）当行は、本サービスに関し、コンピューターウイルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざん又はその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏洩等を防止するために必要なセキュリティ対策を行います。

（4）西日本シティ銀行は、当行のセキュリティが西日本シティ銀行の定める基準を満たしていない可能性がある場合、当行に対し、報告又資料の提出を求めるとともに立入り監査を実施することができるものとし、当行は実務上可能な範囲内でこれに応じます。

（5）西日本シティ銀行は、前項の結果、必要があると判断するときは、当行に改善を求めることができるものとし、合理的な期間内に改善が十分になされていないと判断するときは、API 連携を制限又は停止すること又は当行との契約を解除することができます。

3. 当行が電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、電子決済等代行業に該当する行為を行う場合において、当該電子決済等代行業再委託者の業務に関して当該電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適切な取扱い及び安全管理のために行う措置ならびに当行が当該措置を行わない場合に西日本シティ銀行が行うことができる措置に関する事項

(1) 当行は、西日本シティ銀行に事前の承諾を得た上で、電子決済等代行業再委託者との間で連鎖接続を行うことができます。

(2) 当行は、電子決済等代行業再委託者に対して、2と同等の義務を負わせ、電子決済等代行業再委託者の費用と責任においてこれを遵守させます。

(3) 当行は、電子決済等代行業再委託者に対し、当該電子決済等代行業再委託者のセキュリティ、利用者保護、利用者情報の適正な取扱い及び安全管理のために、電子決済等代行業再委託者との間で連鎖接続の方法及び内容に関して契約を締結し、必要に応じて報告を求め、指導又は改善を行います。西日本シティ銀行は、当行が当該電子決済等代行業再委託者に対する係る指導若しくは改善を適切に行っていないと判断するときは、当行に当該電子決済等代行業再委託者との連鎖接続の停止を求めることができ、当行が相当期間内に当該電子決済等代行業再委託者との連鎖接続を停止しない場合に本API連携を制限若しくは停止することができます。